様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃとくやま  一般事業主の氏名又は名称 株式会社トクヤマ  （ふりがな）よこた　ひろし  （法人の場合）代表者の氏名 横田　浩  住所　〒745-8648  山口県 周南市 御影町１番１号  法人番号　1250001009080  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画2025（2021～2025年度）改訂版  ②　トクヤマレポート2025統合報告書 | | 公表日 | ①　2021年 8月 6日  ②　2025年 7月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　HOME > 株主・投資家情報 > 経営方針 > 中期経営計画  　https://www.tokuyama.co.jp/ir/pdf/2021mar\_managementplan\_20210806.pdf  　P2：事業環境に対する認識、P3：トクヤマが目指す方向性  ①-2　HOME > 株主・投資家情報 > 経営方針 > 中期経営計画  　https://www.tokuyama.co.jp/ir/pdf/2021mar\_managementplan\_20210806.pdf  　P4：トクヤマの存在意義  ②　HOME > 株主・投資家情報 > IRライブラリ > 統合報告書（アニュアルレポート）  　https://www.tokuyama.co.jp/ir/pdf/AR2025.pdf  　P14,15：価値創造プロセス | | 記載内容抜粋 | ①-1　P2：事業環境に対する認識  　→　直面する経営課題  　　→　社会（デジタル革命の急伸）  　　　→　これまでの延長線上にない事業の構築・成長が必要  P3：トクヤマが目指す方向性  　→　ＳＤＧｓの達成（トクヤマが貢献できる社会課題を注力事業領域として明確化）  　→　ＣＯ２排出量の削減（２０５０年度カーボンニュートラルを実現：エネルギー多消費型事業（化成品・セメント）の比率を下げ、 省エネルギー型事業（電子・健康・環境）の比率を高める）  ①-2　P4：トクヤマの存在意義  Vision経営方針  　→　ありたい姿  　　→　•マーケティングと研究開発から始める価値創造型企業  　　　　•独自の強みを磨き、活かし、新領域に挑み続ける企業  　　　　•社員と家族が健康で自分の仕事と会社に誇りを持てる企業  　　　　•世界中の地域・社会の人々との繋がりを大切にする企業  ②　P14,15：価値創造プロセス  トクヤマの持続的成長へ  　→　ビジネスモデル  　　→　ありたい姿に向けた改革  　　　→　・組織風土改革  　　　　　・研究開発強化  　　　　　・DX推進  　　　　　・国際展開加速 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議を基にした内容である  ②　取締役会決議を基にした内容である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXレポート2024 | | 公表日 | ①　2024年12月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　HOME > トクヤマのDX  　https://www.tokuyama.co.jp/tdx/pdf/tdx\_2024.pdf  　P6：2-(1) 【設計３】 経営計画とのリンク  ①-2　HOME > トクヤマのDX  　https://www.tokuyama.co.jp/tdx/pdf/tdx\_2024.pdf  　P25～P49：ビジネスモデルの進化に向けた取り組み事例 | | 記載内容抜粋 | ①-1　P6：2-(1) 【設計３】 経営計画とのリンク  TDXは中期経営計画2025達成の重要なドライバー。TDXの進展が、経営方針実現と企業価値向上に寄与していく。  トクヤマは中期経営計画2025で、① 事業ポートフォリオの転換② 地球温暖化防止への貢献③ CSR経営の推進という3つの重点課題を掲げています。これらは現在の取り組みの延長では実現困難であり、事業や会社そのものを変革しなければ達成できません。一方、変革に要するリソースとエネルギーをどう確保するかという課題もあります。  TDXの取り組みでは、生産性の向上や機能強化、スピードアップといった効果が発現します。その効果はキャッシュや人材といったリソースを捻出し、生み出されたリソースによって中期経営計画達成に不可欠な成長事業の拡大、脱炭素対応といった大きな方針の実現が可能となります。つまり、TDXは中期経営計画を達成するうえで欠かせない、最初のギアといえます。  また、TDXと中期経営計画の実現は、当社が経営ビジョンで掲げる4つのありたい姿の実現にも繋がります。TDXは単なるデジタル化の推進ではなく、経営と密接に関連し、企業価値向上を図る重要な役割を担っています。  ①-2　徳山製造所デジタルツイン  徳山製造所T-Force  AI活用：市販ツールだけに頼らず、各種技術の目利きをしながらツールを内製  AI活用：黒煙検知～黒煙検知モデルにより、火災等の早期発見が可能。保安員のカメラ映像監視負荷軽減に寄与。  AI活用：モルタル圧縮強さ予測モデル～強さ予測モデルにより、長時間を試験結果を待たずに予測可能。タイムリーな製造条件調整を可能にすることで品質安定化に寄与。  AI活用：AutoML～簡単にデータ分析や予測モデル自動作成が可能な『Tokuyama AutoML』を自社で開発。  AI活用：MIによる材料開発～MIによる材料開発を推進し、研究開発をスピードアップ。蓄積されたデータとMIの力を結びつけ、未来の材料開発に挑戦中。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議を基にした内容である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①-1　DXレポート2024  　P5：2-(1) 【設計２】TDXの全社プロジェクト体制  ①-2　DXレポート2024  　P9：2-(2) 【設計５】 会議体による管理  ①-3　DXレポート2024  　P10：2-(2) 【設計６】 DXキーパーソンの配置  ①-4　DXレポート2024  　P20～P23：3-(4) DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①-1　P5：2-(1) 【設計２】TDXの全社プロジェクト体制  TDXは特定領域に限定しない全社活動のため、プロジェクトオーナーは社長、全体PMは経営企画本部長が担い、トップダウンによる推進力を確保しつつ、重要事項は経営会議メンバーで構成される「ステアリングコミッティ」に諮ることで、ガバナンスを強化する体制としました。  また、各カテゴリーのPMには関連する部門を統括する責任者を配置、サブプロジェクトのリーダー（PL）には業務に精通した各部署の担当を配置しています。各カテゴリーのPMとPLがそれぞれ業務に関連した取り組みを担うことで、ボトムアップからの推進力と業務上のマネジメントを活用しています。  プロジェクト全体を統括する「統括PMO」は、全体の進捗、予算管理を行うとともに、プロジェクト間の情報共有や横断課題の把握、調整の役割を担っています。  ①-2　P9：2-(2) 【設計５】 会議体による管理  責任者がプロジェクトの進捗や課題を把握できるよう、会議体を設定  現場層・マネジメント層・経営層がそれぞれ共通認識を持ち、DXの推進にあたる  ① PJ内：月例報告会  ② PLから経営企画本部長：TDX進捗会議  ③ PMOから社長：社長報告  ④ PMOから経営会議：ステコミ会議  ①-3　P10：2-(2) 【設計６】 DXキーパーソンの配置  限られた推進メンバーで、いかに社内・グループ全体へ周知浸透を図るか  そのカギは、キーパーソンを要(かなめ)とした仕組みにあり。  TDXには「DXキーパーソン」という、DX推進組織と各部署とつなぐ役割の担当を置く仕組みがあります。トクヤマ社内では概ね部単位で１名、部署全体を俯瞰する立場の方がDXキーパーソンに就き、グループ各社は社ごとに１名、同じく全体を俯瞰できる立場の方が就いています(2024年9月現在：78名がDXキーパーソンとして登録)。  ①-4　P20～DX教育方針～  　DXリテラシー教育で裾野拡大、DX選抜者教育で各職場の主導者を育成  　DXの取り組みは目標設定および評価に反映。  P21～DX教育の狙い～  　各職場のDX職場リーダー、データエンジニアを主導者として育成  　期待効果の大きいDX案件を想起、その成果を横展開することで好循環を生む姿を目指す。  P22～DX選抜者教育の状況～  　DX選抜者教育はオンサイトでの集合教育を実施  　さまざまな部署からの参加者間で他部署業務を相互理解し、視野を広げる。  P23～DX教育受講実績～  　2024年度までに全社員向けリテラシー教育は約90%、選抜者教育は約30% 完了  　グループ会社はリテラシー教育を2024年度より開始、選抜者教育を2025年度から開始予定。  P24～受講後のフォローアップ～  　DX教育は「受けたら終わり」ではない。実際の業務に役立てることが本来のゴール  　選抜者教育後に1人1件以上のテーマ起案を義務付けることで、様々なテーマを推進中。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXレポート2024  　P8：2-(1) 【設計４】 DXとITの組織設計 | | 記載内容抜粋 | ①　P8：2-(1) 【設計４】 DXとITの組織設計  「DX推進グループ」はどのように業務を変えるか、どういったフローにするか等、ビジネス要件の取りまとめを担います。また、現場へ定着させるための説明会や社内周知・発信を推進します。  一方で「IT部署」は具体的なシステムやツールの選定と決定などのシステム要件の取りまとめ、開発や実装、技術的な対応や教育を担います。  トクヤマの「DX」と「IT」は車の両輪のような相互に補完、支援し合う関係であり、TDXを力強く、スピーディーに進める体制となっています。2023年1月にはITガバナンス強化やサイバーセキュリティ基盤を整備するため、システム子会社の株式会社トクヤマ情報サービス吸収合併し、2023年4月にはさらなる機能強化やスピードアップを目指してDXとITをそれぞれ1つの本部として独立させた体制となりました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXレポート2024 | | 公表日 | ①　2024年12月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①-1　HOME > トクヤマのDX  　https://www.tokuyama.co.jp/tdx/pdf/tdx\_2024.pdf  　P50～P51：５．トクヤマDXの進捗状況、5-(1) TDX取り組みの経緯と実績  ①-2　HOME > トクヤマのDX  　https://www.tokuyama.co.jp/tdx/pdf/tdx\_2024.pdf  　P52：5-(3) 主要KPIの進捗  ①-3　HOME > トクヤマのDX  　https://www.tokuyama.co.jp/tdx/pdf/tdx\_2024.pdf  　P53：5-(4) DX推進指標の推移 | | 記載内容抜粋 | ①-1　P51：5-(1) TDX取り組みの経緯と実績  　2020年11月に専任組織を設立し、TDXの活動を開始  　2024年4月時点で、25施策400名以上を巻き込んだ全社活動に発展。今後さらなる拡大を目指す。  ①-2　P52：5-(3) 主要KPIの進捗  定量ターゲットに設定した主要15項目のKPIは着実に進捗  25年度末までに基盤を整え、その先の変革につなげていく。  TDXでは、選定した主要15項目について、活動を開始した2022年4月を起点（未着手状態：0点）、2025年度末達成目標を5点として、KPI管理をしております。  ①-3　P53：5-(4) DX推進指標の推移  DX推進指標は、年々上昇。2025年度の目標値達成を目指し、取り組みを加速  2022年1月には「DX認定事業者」に認定。2024年1月認定更新。  2024年度は3.03点 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月31日 | | 発信方法 | ①　トクヤマレポート2025統合報告書  　HOME > 株主・投資家情報 > IRライブラリ > 統合報告書（アニュアルレポート）  　https://www.tokuyama.co.jp/ir/pdf/AR2025.pdf  　P12：トクヤマのDXと国際展開：目標は海外売上高比率50％以上、グローバル企業を目指して | | 発信内容 | ①　P12：トクヤマのDXと国際展開：目標は海外売上高比率50％以上、グローバル企業を目指して  組織風土の変革、研究開発の強化と並んで、中計2025の期間中、特に注力してきたのが「DX推進」と「国際展開の加速」という2つの経営課題です。  DXについては、デジタル技術の活用を通じて業務を効率化し、人材余力を確保するとともに、AIを駆使して開発のスピードアップ、究極の安定生産、適正保全とサプライチェーンの効率化を図っています。  DXは単なるペーパーレス活動でも、デジタルツールの普及活動でもありません。  DXの本来の目的は、グループ内に蓄積したデジタルデータを社員全員で共有・活用しながら、経営と事業の変革に役立てていくことです。その意味において、DXの推進は中期経営計画の根幹を成すものであり、経営戦略そのものです。  引き続き、生産技術を中心に幅広い分野でDXの取り組みを促進し、事業推進体制のいっそうの高度化を図っていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月頃　～　2025年 3月頃 | | 実施内容 | サイバーセキュリティの専門部署であるサイバーセキュリティ対策グループが、経営ガイドラインのチェックシートで自己チェックを行っている。  情報セキュリティ方針  https://www.tokuyama.co.jp/csr/risk\_management.html |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。